

## 資格確認書の(再)交付申請について

### 1. 資格確認書とは

マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない状況にある方について医療機関等へ提示することで保険診療を受けられるようにするために申請により交付します。

### 2. 申請条件

次の1～4に該当する場合にのみ資格確認書の(再)交付申請を行ってください。

5～9の理由によりマイナ保険証の利用が出来ない方には職権交付(申請によらず健保で交付対象者を定期的に抽出し交付する)により交付されます。1～4の理由の場合は申請による交付のみとなります。

「4: 資格確認書を紛失」の為再交付する場合、再交付手数料1,000円がかかります。

・再交付手数料: 1枚につき1,000円を、被保険者名で以下の口座にお振込みください。

振込先: みずほ銀行 清水支店 普通預金 1002577 フジ日本健康保険組合

・送金手数料は申請者負担となります。

・申請書と振込みの両方が確認できた時点で交付いたします。

・再交付後は、いかなる理由でも返金いたしません。

「4: 資格確認書をき損」の為再交付する場合、再交付手数料はかかりませんが、き損した資格確認書を添付してください。

申請 不要	1	マイナンバーカードを紛失した
	2	マイナンバーカードの更新手続き中
	3	マイナ保険証による受診には第三者(介助者など)のサポートが必要(更新時は申請不要)
	4	資格確認書を紛失・き損し、かつマイナ保険証を使用できない(再交付申請)
	5	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ
	6	マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない
	7	マイナンバーカードを作っていない
	8	マイナンバーカードを返納した
	9	マイナ保険証の利用登録解除を申請した

### 3. 申請方法・提出先

「資格確認書(再)交付申請書」に記入し、事業所担当者様にご提出ください。

### 4. 資格確認書の様式と有効期限

資格確認書には有効期限が設定されています。申請事由により様式と有効期限が異なります。

申請事由(1, 申請条件)	様式	有効期限
1・2・5	A4紙	発行日から3か月経過した後の初めて到来する月末
3・4・6・7・8・9	カード	発行日から4年経過した後の初めて到来する9月30日

### 5. 資格確認書の返却

「資格確認書」の有効期限前に資格喪失する場合には返却が必要です。有効期限後に資格喪失する場合は返却の必要はありません。また、マイナ保険証の使用を開始し、「資格確認書」が不要となった場合にも返却が必要です。

### 6. 注意事項

※マイナ保険証により問題なく受診できている方には「資格確認書」は交付できません。「資格確認書」の交付対象となるのは「マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方」に限られます。

※住所欄の余白がなくなった場合は再交付いたしません。ご自身で修正してください。

※「資格確認書」は自己管理が前提となっていますので、紛失しても当健康保険組合では一切の責任を負いかねます。

以上

# 資格確認書(再)交付申請書

健 保 組 合	常 務 理 事		事 務 長		担 当 者	
------------------	------------------	--	-------------	--	-------------	--

「資格確認書の(再)交付申請について」を理解したうえで「資格確認書」の交付を希望します。  
マイナ保険証利用登録を行った際に有効な「資格確認書」を所有していた場合は、健康保険組合に「資格確認書」を返納します。

個人番号又は 記号・番号						
被保険者氏名			生年月日	昭和 平成 令和	年	月 日
被保険者住所	〒					
交付申請 対象者氏名	生 年 月 日		申請理由 (下記「申請理由」から該当するものに○)			
	昭和 平成 令和	年 月 日	<b>1・2・3・4</b> (「4」の「紛失」の場合は以下に紛失時期・場所・状況等を分かりやすく記載ください) 時期： 場所： 状況： 警察への届出 有 ( 月 日： 警察・派出所)・無			
	昭和 平成 令和	年 月 日	<b>1・2・3・4</b> (「4」の「紛失」の場合は以下に紛失時期・場所・状況等を分かりやすく記載ください) 時期： 場所： 状況： 警察への届出 有 ( 月 日： 警察・派出所)・無			
申請理由と補足説明	1: マイナンバーカードを紛失した		マイナンバーカードを紛失したり、盗難にあったときは警察署に届出をしてください。マイナンバーカードが再発行され保険証利用登録が完了するまでの期間、医療機関等を受診する際に「資格確認書」が必要です。			
	2: マイナンバーカードの更新手続き中		マイナンバーカードや電子証明書が何らかの事由により失効している場合 ※マイナンバーカードの各種手続きを行った場合、健康保険証利用の申込は原則即時可能ですが、医療機関等で利用できるようになる(登録完了)まで時間がかかる場合があります。なお、更新前等に保険証利用登録を行っている場合は、あらかじめ申込手続きをする必要はありません。マイナポータルの「健康保険証利用の申込状況の確認」の「健康保険証としての登録状況」が「登録完了」になりましたら、医療機関等でご利用いただける状態です。			
	3: マイナ保険証による受診には第三者(介助者など)のサポートが必要		介護者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難である場合			
	4: 資格確認書を紛失・き損し、かつマイナ保険証を使用できない(再交付申請)		・所有していた資格確認書を紛失し、かつマイナ保険証が使用できない場合 ・所有していた資格確認書が破れる、欠ける、文字消え等し、かつマイナ保険証が使用できない場合			

事業主の証明	上記の通り被保険者から交付申請があり届出するとともに、上記記載事項に相違ないことを証明します。	令和 年 月 日
	事業所所在地	
	事業所名	
	事業主氏名	